

# 社団法人日本病理学会定款施行細則（案）

（平成 11 年 1 月 7 日制定施行、同 12 年 4 月 12 日一部改正、同 13 年 4 月 6 日一部改正、同 14 年 3 月 27 日一部改正、同 14 年 7 月 8 日一部改正、同 15 年 4 月 24 日一部改正、同 15 年 11 月 20 日一部改正、同 19 年 3 月 14 日一部改正、同 22 年 11 月 25 日一部改正、同 23 年 4 月 30 日一部改正、同 23 年 11 月 17 日一部改正、同 24 年 4 月 27 日一部改正、同 24 年 11 月 22 日一部改正）

平成 24 年 4 月 27 日一部改正

## 第 1 章 会 員

第 1 条 この法人に入会しようとする者は、所定の入会申込書に必要事項を記入し、会費とともに理事長宛て提出するものとする。

2 会員の入会を理事会で承認したときは、この法人からその旨を通知する。

第 2 条 会員は、その主たる職場又は住居の在る都道府県により、別に定める区分によって、それぞれの支部に所属するものとする。

第 3 条 名誉会員は、別に定める内規により理事会の提議に基づいて総会の議を経て推戴されるものとする。

2 名誉会員に推戴されたときは、理事長よりその旨を通知する。

3 名誉会員は、学術評議員会及び総会に出席して、意見を述べることができる。ただし、議決には加わらない。

第 4 条 正会員、学生会員及び名誉会員は、定款に定めるもののほか次の権利を有する。ただし、前年度の会費を納入しないときは、この限りではない。

(1) この法人の主催する学術集会などに研究の成果を発表すること

(2) 別に定める投稿規定に従って、論文その他を「日本病理学会会誌」、「Pathology International」及び「診断病理」に投稿すること

第 5 条 会員は、この法人の行う各種の行事に参加することができる。

第 6 条 会員は、1 年分の会費を納付しなければならない。

## 第 2 章 入会金及び会費

第 7 条 この法人の会費の額は、以下のとおりとする。

会員の種類	年 額
正 会 員	
学術評議員	16,000 円
一般会員	13,000 円
一般会員（博士課程大学院生・初期研修医）	8,000 円
学 生 会 員（学部・大学院修士課程学生）	5,000 円
名 誉 会 員	無 料
賛 助 会 員	50,000 円以上
機 関 会 員	5,000 円

2 病理専門医である会員は、病理専門医部会費を併せて会費として納入する。病理専門医部会費は年額 6,000 円である。

2-3 満 6 5 歳に達した学術評議員歴 2 5 年以上の会員で、100,000 円を一括納入した場合は、これを終身会費とし、以後の会費（病理専門医部会費を除く）は免除される。ただし、機関誌「日本病理学会会誌」は無料で配布する。

~~3~~4 大学院修士課程会員も学部学生として扱う。

第8条 第7条に定める会費は全て法人会計に繰り入れ、法人運営に使用するものとする。

第~~8~~9条 会費の納入は、年1回とし、毎年度6月末日までに納付しなければならない。ただし、会費に値上げ等の変動があった場合はこの限りではない。

第~~9~~10条 入会金は、当分の間、納入することを要しない。

以下、第10条以降24条まで、番号を繰り下げて、第11条から第25条とする。

## 附 則

1. この施行細則は、平成24年11月22日から施行する。

## 会 費 規 程 (案)

(平成9年6月4日制定・同9年6月6日施行、同11年1月7日一部改正、同12年4月12日一部改正、同14年7月8日一部改正、同15年4月24日一部改正、同22年11月25日一部改正、同23年4月30日一部改正、同24年11月22日一部改正)

第1条 この規程は、定款第9条の規定に基づき、会員の入会金及び会費について定める。

第2条 会費の額は、以下のとおりとする。

会員の種類	年 額
正 会 員	
学術評議員	16,000 円
一般会員	13,000 円
一般会員 (博士課程大学院生・初期研修医)	8,000 円
学 生 会 員 (学部・大学院修士課程学生)	5,000 円
名 誉 会 員	無 料
賛 助 会 員	50,000 円以上
機 関 会 員	5,000 円

2 病理専門医である会員は、病理専門医部会費を併せて会費として納入する。病理専門医部会費は年額6,000円である。

~~2~~3 満65歳に達した学術評議員歴25年以上の会員で、100,000円を一括納入した場合は、これを終身会費とし、以後の会費(病理専門医部会費は除く)は免除される。ただし、機関誌「日本病理学会会誌」は無料で配布する。

~~3~~4 大学院修士課程会員も学部学生として扱う。。

第3条 第2条に定める会費は全て法人会計に繰り入れ、法人運営に使用するものとする。

第~~3~~4条 会費の納入は、年1回とし、毎年度6月末日までに納付しなければならない。ただし、会費に値上げ等の変動があった場合はこの限りではない。

第~~4~~5条 入会金は、当分の間、納入することを要しない。

第~~5~~6条 既納の入会金及び会費は、いかなる事由があっても返還しない。

第~~6~~7条 この規程の改廃は、理事会の審議を経て、総会の議決による。

### 附 則

1. この規程は、平成9年6月4日制定し、平成9年6月6日から施行する。ただし、平成10年度会費から適用する。

### 附 則

1. この規程は、平成11年1月7日から施行する。

### 附 則

1. この規程は、平成12年4月12日から施行する。ただし、正会員会費の額は、平成13年度会費から適用する。

附 則

1. この規程は、平成14年7月8日から施行する。

附 則

1. この規程は、平成15年4月24日から施行する。ただし、平成16年度会費から適用する。

附 則

1. この規程は、平成22年11月25日から施行する。ただし、平成23年度会費から適用する。

附 則

1. この規程は、平成23年4月30日から施行する。ただし、平成24年度会費から適用する。

附 則

1. この施行細則は、平成24年11月22日から施行する。